平成２３年（フ）第３１０３号
東京都台東区蔵前３丁目13―12―1001
債務者　高橋　愼一
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　　学
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１０４号
東京都世田谷区大蔵１丁目11―５
債務者　高城　英雄
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　　学
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７号
兵庫県姫路市飾東町豊国938番地３
債務者　山本　義範
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　正章
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１０５号
沖縄県那覇市首里赤平町２丁目39番地２
債務者　三島　義人
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　知成
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１６５号
新潟市中央区信濃町４番27号　コスモ信濃305号
債務者　駒形　重孝
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊原真千子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月17日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３９６号
仙台市泉区泉ケ丘２丁目３番24号
債務者　岩淵　匡之
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月10日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６号
仙台市太白区長町１丁目６番12号　沼田アパート101
債務者　荒川　敦志
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月24日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４５号
仙台市太白区鹿野本町６番53号　コーポさとう103
債務者　及川登紀子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月24日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
山形県天童市大字山元302番地２、前住所山形県村山市楯岡笛田２丁目１番11号
債務者　後藤るみ子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　　朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４５号
東京都大田区仲六郷４丁目15番10号
債務者　佐藤　誠子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月13日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
和歌山市納定95番地の20
債務者　Ｐボーイこと　食見健一郎
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１２９号
和歌山市岩橋1690番地の60
債務者　渡上愼太郎
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長岡健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月13日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１３２号
和歌山市西小二里３丁目５番18号
債務者　三好　一之
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野　庸己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１３３号
和歌山市西小二里３丁目５番18号
債務者　三好さつき
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野　庸己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２３号
北海道島牧郡島牧村字元町211番地
債務者　山田　由之
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１３２号
函館市亀田本町35番４号
債務者　可児　浩久（旧姓江良）
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
函館地方裁判所